

# 平成18年度公正取引委員会政策評価実施計画

平成18年3月23日  
公正取引委員会

行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号）（以下「法」という。）第7条第1項の規定に基づき，事後評価の実施に関する計画を以下のとおり定める。

## 1 計画期間

平成18年4月1日から平成19年3月31日までとする。

## 2 事後評価の対象

### (1) 法第7条第2項第1号に規定される事後評価の対象

法第7条第2項第1号に規定される事後評価の対象は，以下のとおりとする。

なお，以下の施策等は，計画策定時点におけるものであり，施策等の実施状況その他状況の変化により，追加・変更があり得る。

#### (ア) 迅速かつ実効性のある法運用

独占禁止法違反行為に対する措置（実績評価）

企業結合の審査（実績評価）

企業結合の審査（総合評価）

#### (イ) 競争環境の積極的な創造

競争政策の普及啓発 - 改正独占禁止法の周知 - （総合評価）

#### (ウ) ルールある競争社会の推進

景品表示法違反行為に対する措置（実績評価）

下請法違反行為に対する措置（実績評価）

消費者取引の適正化の推進 - 消費者向け電子商取引における表示の適正化 - （総合評価）

#### (エ) 競争政策運営基盤の強化

電子政府の構築（実績評価）

### (2) 法第7条第2項第2号に規定される事後評価の対象

法第7条第2項第2号に規定される事後評価の対象は該当がない。

### (3) 法第7条第2項第3号に規定される事後評価の対象

法第7条第2項第3号に規定される事後評価の対象は該当がない。

### 3 事後評価の方法等

計画期間内において評価の対象としようとする施策等については、「公正取引委員会における政策評価に関する基本計画」(平成17年4月1日)に基づき、以下の項目を明らかにし、計画的に事後評価を実施することとする。(計画内容は別紙1及び2参照)

- (1) 評価対象施策(具体的内容)
- (2) 施策の目標(達成時期)、施策の位置付け・目的
- (3) 評価実施時期
- (4) 政策効果の把握手法等・評価項目

以上

## 実績評価の対象となる施策一覧

担当課	評価対象施策 (具体的内容)	施策の目標 (達成時期)	評価実施時期	政策効果の把握手法等
管理企画課	<p>独占禁止法違反行為に対する措置(平成17年度)</p> <p>独占禁止法に違反する疑いのある行為について所要の調査(立入検査,事情聴取等)を行い,違反行為が認められた場合等には,その排除のために必要な措置(法的措置,警告及び注意をいう)を講ずる。</p>	<p>独占禁止法に違反するカルテル,入札談合,不公正な取引方法等に対して厳正かつ迅速(小売業にかかる不当廉売事件について2か月を目途)に対処し,これらを排除することにより,公正かつ自由な競争を維持・促進する。 【各年度】</p>	平成18年6月	<p>法的措置を行った違反事件の内容 審査事件の処理件数 課徴金納付命令額 審査事件の処理期間</p>
企業結合課	<p>企業結合の審査(平成17年度)</p> <p>企業結合行為(株式所有,合併,営業譲受け等)について,提出された報告や届出,事前相談等に基づいて当該企業結合が競争を実質的に制限することとなるか否かについて迅速かつ的確な審査を行う。また,企業結合の透明性を高めるため,主要な企業結合事例の公表等を行う</p>	<p>企業結合に対して迅速(書面審査については30日以内,詳細審査については90日以内)かつ的確な審査を行い,一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる企業結合の実施を防止することにより,公正かつ自由な競争を維持・促進する。 【各年度】</p>	平成18年6月	<p>届出・報告等の処理件数 事前相談案件の処理に要した日数 公表事例の件数,内容</p>
景品表示監視室	<p>景品表示法違反行為に対する措置(平成17年度)</p> <p>景品表示法に違反する疑いのある行為について所要の調査(立入検査,事情聴取等)を行い,違反事実が認められた場合等には,その排除のために必要な措置(排除命令(景品表示法第6条に基づく法的措置をいう。以下同じ。),警告又は注意をいう)を講ずる。</p>	<p>景品表示法に違反する不当景品,不当表示に対して厳正かつ迅速(半数以上の案件について,6か月を目途)に対処し,これらを排除することにより,公正かつ自由な競争を確保し,もって一般消費者の利益を保護する。 【各年度】</p>	平成18年6月	<p>排除命令等を行った違反事件の内容 違反事件の処理件数 違反事件の処理期間</p>

担当課	評価対象施策 (具体的内容)	施策の目標 (達成時期)	評価実施時期	政策効果の把握手法等
下請取引 調査室	下請法違反行為に対する措置 (平成17年度)	<p>下請法に違反する親事業者による下請代金の支払遅延,減額等に対して厳正かつ迅速 (処理期間 6か月以内を目途) に対処し,これらを排除することにより,下請取引の公正化を図り,下請事業者の利益を保護し,もって公正かつ自由な競争を維持 促進する。 【各年度】</p>	平成18年6月	<p>下請法規制対象分野全体における 勧告等を行った違反事件の内容 違反事件の処理件数 違反事件の処理期間 発注書面交付状況</p>
	<p>下請法に違反する疑いのある行為について所要の調査 (親事業者に対する調査・検査)を行い,違反行為が認められた場合等には,その排除のために必要な措置 (法的措置 (下請法第7条に基づく勧告)及び警告)を講ずる。</p>	<p>平成16年4月の下請法改正により,新たに下請法の対象となった情報成果物作成委託及び役務提供委託の分野の下請取引について,発注書面交付率を平成19年度までに製造・修理委託の発注書面交付率(約95パーセント)に引き上げる。 【平成19年度】 役務分野下請取引適正化事業 (成果重視事業)</p>		<p>情報成果物作成委託及び役務提供委託の分野(新規分野)における 勧告等を行った違反事件の内容 違反事件の処理件数 違反事件の処理期間 発注書面交付状況</p>
官房総務課	電子政府の構築 (平成17年度)	<p>電子政府の構築により,国民の利便性の向上と行政運営の簡素化,効率化,信頼性及び透明性の向上を図る。 【各年度,平成19年度等】</p>	平成18年6月	<p>・申請・届出等手続の簡素化・合理化の状況 ・オンライン申請の件数・利用率 ・業務・システム最適化の状況 ・給与の全額振込化率 ・情報セキュリティ対策の強化の状況等</p>
公正取引委員会電子政府構築計画に定めた施策の着実な実施を図る。				

総合評価の対象となる施策一覧

担当課	評価対象施策 (具体的内容)	施策の位置付け・目的	評価実施時期	評価項目
企業結合課	<p>企業結合の審査</p> <p>企業結合行為(株式所有,合併,営業譲受け等)について,提出された報告や届出,事前相談等に基づいて当該企業結合が競争を実質的に制限することとなるか否かについて迅速かつ確かな審査を行う。また,企業結合の透明性を高めるため,主要な企業結合事例の公表等を行う。</p>	<p>企業結合に対して迅速(書面審査については30日以内,詳細審査については90日以内)かつ確かな審査を行い,一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる企業結合の実施を防止することにより,公正かつ自由な競争を維持・促進する。</p>	平成18年6月	<p>個別の企業結合事例を取り上げ,企業結合後の市場の状況等について定性的・定量的な観点から評価</p>
官房総務課・経済取引局企画室	<p>競争政策の普及啓発 - 改正独占禁止法の周知 -</p> <p>平成17年4月に成立した改正独占禁止法の内容について,説明会の開催,ホームページ等の媒体を活用して周知を図る。</p>	<p>改正独占禁止法の内容について事業者等に周知することにより,違反行為を未然に防止するとともに,課徴金減免制度の活用の促進等を図る。</p>	平成18年6月	<p>・説明会開催実績,媒体等配布実績 ・アンケート調査(説明会参加者,ホームページ利用者等)</p>
消費者取引課	<p>消費者取引の適正化の推進 - 消費者向け電子商取引における表示の適</p> <p>一般消費者を「電子商取引調査員」として委嘱し,インターネット上の広告表示の監視を行わせ,電子商取引監視システムを通じて報告を求めることにより,常時監視を行い,景品表示法違反事件の端緒,景品表示法の遵守について啓発するメールの送信等に利用している。</p>	<p>消費者向け電子商取引の健全な発展と消費者取引の適正化を図ることにより,不当な顧客誘引を防止し,公正な競争を確保し,一般消費者の利益を確保する。</p>	平成18年6月	<p>・寄せられた情報,問題のある表示,啓発メールの送信状況の分析 ・啓発メールを受けた事業者の表示の改善状況の検証</p>

## 公正取引委員会の政策目標及び主要な施策等

一般消費者の利益確保と国民経済の民主的で健全な発達

## 公正かつ自由な競争の促進

## 1 迅速かつ実効性のある法運用

1- 1 独占禁止法違反行為に対する措置【実績評価各年度,総合評価 17 年度】

1- 2 企業結合の審査【実績評価各年度,総合評価 18 年度】

1- 3 審判手続【9 年度】

1- 4 法令遵守意識の向上【19 年度】

## 2 競争環境の積極的な創造

2- 1 規制改革分野における競争環境の整備【9 年度】

2- 2 著作物再販制度の弾力的かつ適正運用【9 年度】

2- 3 競争政策の普及啓発【8 年度】

## 3 ルールある競争社会の推進

3- 1 景品表示法違反行為に対する措置【実績評価各年度,総合評価 19 年度】

3- 2 消費者取引の適正化の推進【8 年度】

3- 3 下請法違反行為に対する措置【実績評価各年度,総合評価 19 年度】

3- 4 中小企業を取り巻く取引の公正化【9 年度】

3- 5 取引慣行等の実態把握・改善【7 年度】

3- 6 事業活動に関する相談・指導【9 年度】

## 4 競争政策運営基盤の強化

4- 1 競争政策の企画・立案に係る理論的・実証的基礎の強化【9 年度】

4- 2 国際協力の推進【7 年度】

4- 3 電子政府の構築【7 年度,18 年度】

(注)「各年度」、「18 年度」及び「19 年度」と記載のある施策等については、本計画策定時においてそれぞれの年度に政策評価の実施を予定しているものであり、施策等の実施状況その他状況の変化により、変更があり得る。